

Q6-15 日本における外国税額控除と台湾との関係について教えてください。

日本の居住者は、全ての所得が課税対象となりますので、国外所得が、当該外国の法令に基づき所得税に相当する税金の課税対象とされる場合、二重課税となることから、この国際間の二重課税を調整するために、所得税額から国外での納付税額(限度額あり)を控除することを認める制度、すなわち外国税額控除制度があります。この制度においては、外国での源泉所得に対して当該所得源泉国で納付した税額については、以下の算式による控除限度額はあるものの、外国での納税を証明する書類および外国税額控除に関する明細書を税務申告書とともに提出することで、日本で納付すべき税額から控除することができます。

(日本の外国税額控除控除限度額の算式)

$$\text{控除限度額} = \frac{\text{当該課税年度の所得税額}}{\text{当該課税年度の所得総額}} \times \frac{\text{当該課税年度の国外所得}}{\text{当該課税年度の所得総額}}$$

しかしながら、日本の外国税額控除制度においては、租税条約締結国との間の二重課税に関しては、まず、租税条約(協定)を用いて 2 重課税回避を図ることが前提とされており、日本と台湾の間では 2017 年より租税協定が発効しているため、当該協定により軽減ないしは免除されるべき税金は、外国税額控除の対象となりませんので注意が必要です(Q6-18 参照)。